

信事務官、通信事務官補タル者ハ郵便貯  
金局事務官補、逓信管理局事務官補又ハ  
通信事務官補ニ通信属タル者ハ郵便貯  
金局書記、逓信管理局書記又ハ通信書記  
ニ通信手タル者ハ郵便貯金局書記補、逓  
信管理局書記補又ハ通信書記補ニ任用  
スルコトヲ得

本令施行ノ際、海事局事務官タル者ハ逓  
信管理局事務官ニ、海事局書記タル者ハ  
逓信管理局書記ニ任用スルコトヲ得

海員審判所職員定員及任用令中改正  
ノ件

右謹テ上奏シ恭シク  
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ  
レムコトヲ請フ

明治四十三年三月十七日

内閣總理大臣侯爵桂 太郎

勅令第 號

海員審判所職員定員及任用令中左ノ通

改正ス

第二條中二十八人ヲ二十六人ニ改ム

第三條中海事局書記ヲ遞信管理局書記

ニ改ム

第四條第一項中海事局長又ハ海事官ヲ

遞信管理局局長、遞信管理局書記官又ハ遞

信管理局事務官ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但シ勅任遞信管理局局長ヲシテ之ヲ兼

ネシムル場合ニ於テハ勅任トス  
同條第四項中海事局書記ヲ遞信管理局  
書記ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ  
施行ス

港務部長タル府縣事務官ノ特別任用

ニ關スル件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ  
レムコトヲ請フ

明治四十三年三月十八日

内閣總理大臣侯爵桂 太郎